

提出書類について

保育所、保育園(2歳児クラスまでの保育園含む)に入所されている方

5歳児クラス

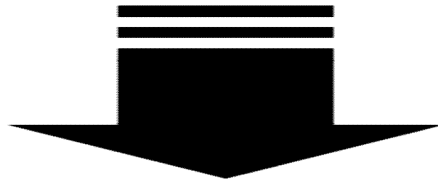
転所(園)等希望届の提出は必要ありません。

※ただし、令和7年8月に提出された現況届の内容と変更が生じている場合は、別途提出が必要な書類がある場合があります。保育課へご相談ください。

0歳～4歳児クラス

令和8年4月以降の保育施設等の利用について

- ①他の保育施設等へ転所(園)を希望する方
- ②2歳児クラスまでの保育施設等入所中だが、令和8年3月末で卒園のため他の保育施設へ入所(園)を希望する方
- ③認定こども園の幼稚園部分(1号)や幼稚園への転園を希望の方 ※1
- ④保育の実施を希望しない方(令和8年3月末で退所する方) ※2



転所(園)等希望届の提出が必要です。

※ただし、令和7年8月に提出された現況届の内容と変更が生じている場合は、別途提出が必要な書類がある場合があります。保育課へご相談ください。

※1 幼稚園等に転園する場合は、直接、幼稚園等への申し込みが必要です。

※2 退所申請をした場合は、令和8年4月以降現在利用中の保育施設を継続することはできません。

- ⑤現在の保育施設等で保育の継続を希望する方



転所(園)等希望届の提出は必要ありません。

提出書類について

認定こども園に「1号」で入園されている方

全園児

転所(園)等希望届の提出は必要ありません。

3歳未満・3歳・4歳児クラス在籍中で以下に該当する児童

令和8年4月以降の保育施設等の利用について

①現在入園している園で、2号(保育利用)へ変更を希望の方



令和7年11月2日(日)までに以下の提出が必要です。

No.	必要書類	注意事項
1	教育・保育給付認定変更申請書	※用紙は各保育施設、市役所等で配布しています。 申請書「その他」欄に「令和8年4月から希望」と記入してください。
2	保育の必要性を証明する書類【父】	※令和7年8月に提出された新2号・新3号、みなし2号の現況確認書類に既に添付済みの場合は提出不要です。ただし、勤務状況(就労時間や転職等)に変更が生じている場合は提出が必要です。
3	保育の必要性を証明する書類【母】	

(注意)このお手続きは電子申請でできません。

②他の保育施設等へ保育利用を希望する方



令和7年11月2日(日)までに市役所へ申請してください。

※申請書類は保育課窓口等で配布しています。

※ホームページよりダウンロードすることも可能です。

※マイナンバーカードを使用した、ぴったりサービスによる電子申請も可能です。

③他の幼稚園へ転所を希望する方



直接、幼稚園へ願書を提出してください。

提出書類について

認定こども園に「2・3号」で入園されている方

5歳児クラス

転所(園)等希望届の提出は必要ありません。

3歳・4歳児クラス

令和8年4月以降の保育施設等の利用について

①他の保育施設等へ転所を希望する方



転所(園)等希望届の提出が必要です。

※ただし、令和7年8月に提出された現況届の内容と変更が生じている場合は、別途提出が必要な書類がある場合があります。保育課へご相談ください。

②幼稚園や認定こども園の幼稚園部分(1号)への転園を希望するため※1、退園する方※2



令和7年11月2日(日)までに以下の提出が必要です。

■ 電子申請で申請の場合

父・母それぞれの【保育の必要性を証明する書類】をご用意の上、電子申請にて申請してください。

また、【教育・保育認定変更申請書】を紙にて提出してください。※3

■ 紙で提出の場合

No.	必要書類
1	継続確認書
2	保育の必要性を証明する書類【父】
3	保育の必要性を証明する書類【母】
4	教育・保育認定変更申請書※3

※1 幼稚園等に転園する場合は、直接、幼稚園等への申し込みが必要です

※2 退所申請をした場合は、令和8年4月以降、現在利用中の保育施設を継続することはできません

※3 用紙は各保育施設、市役所等で配布しています

申請書「その他」欄に「令和8年4月から希望」と記入してください

③現在の保育施設等で保育の継続を希望する方



転所(園)等希望届の提出は必要ありません。